

音更町都市計画審議会議案

協議第1号

帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画法第6条の2に基づき策定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、決定権者である北海道から変更案について意見を求められているため、北海道に対して回答するもの。

協議第2号

帯広圏都市計画都市計画区域区分の変更について

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の変更について、区域区分の決定権者である北海道から変更案について意見を求められているため、北海道に対して回答するもの。

協議第1号

**帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針の変更について
(北海道決定)**

帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

1. 前回案からの変更の概要

【Ⅲ. 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】 計画書P6

<p>・ 溢水、湛水、がけ地や傾斜地等の災害発生のおそれのある区域は、市街化を抑制するとともに、適正な処置を講ずることにより、災害の防止を図る。 また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。</p>	<p>平成28年の水災害による土地利用について新たに追記</p>
--	----------------------------------

協議第2号

帯広圏都市計画都市計画区域区分の変更について (北海道決定)

帯広圏都市計画都市計画区域区分の変更

前回案からの変更箇所はなし

「整開保」「区域区分」の変更スケジュール

